

# 恵那市特定不妊治療費助成を申請される方へ



## 【対象となる方】

岐阜県の不妊治療助成事業に該当し、  
夫婦のいずれか一方、または両方が申請日より1年以上前から恵那市に住所がある方。

## 【助成内容】（助成対象となる不妊治療費は、県に申請したものと同一期間のものです）

- ・10万円を上限とし、不妊治療費用から県の不妊治療助成事業の助成金を差し引いた額
- ・上記の助成金と合わせて、特定不妊治療の一環として男性不妊治療を実施した場合、岐阜県の助成金額との差額に1/2を乗じた額、又は2万5千円のいずれか少ない額を上乗せして助成します。

## ○申請していただく前に・・・

岐阜県の不妊治療助成制度があります。県へ申請をしていない方は県の申請を先にしてからお越し下さい。申請先は恵那保健所となります。

申請は、岐阜県の「交付決定の通知日」の属する年度内です。決定通知書がお手元に届くのが3月末になるなど、申請が年度末になる方は一度ご連絡下さい。

## 申請に必要なもの

- |   |   |                                      |
|---|---|--------------------------------------|
| ① 恵那市特定不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)                      | } | ①～③は保健所もしくは<br>恵那市子育て支援課で<br>お渡しします。 |
| ② 恵那市特定不妊治療助成事業受診等証明書(様式2号)                     |   |                                      |
| ③ 請求書(様式5号)                                     |   |                                      |
| ④ 岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書のコピー                     |   |                                      |
| ⑤ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書(治療した期間内の領収書に限ります)        |   |                                      |
| ⑥ 振り込み先の通帳(番号確認のため、こちらで表紙の裏面をコピーさせていただきます)      |   |                                      |
| ⑦ 夫及び妻の住所を証明できる書類(住民票)・・・市民課で発行できます。            |   |                                      |
| ⑧ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本)・・・市民課で発行できます。 |   |                                      |
| ⑨ 夫及び妻の児童手当法施行令による控除が確認できる(所得証明書)・・・税務課で発行できます。 |   |                                      |

⑦～⑨については、①申請書の承諾に同意する旨の署名があれば必要ありません。  
しかし夫婦のいずれか一方が、恵那市以外の方はその方の⑨が必要になります。  
住所のある市町村で発行することができます。

領収書は確認のため子育て支援課で保管させて頂くことがあります。申請時に日時を相談して取りに来ていただきますのでご了承ください。

申請先: 恵那市役所子育て支援課(本庁西庁舎2階)  
お越しになる前に一度お電話下さい。



お問い合わせ  
恵那市役所子育て支援課  
26-2111  
(内線 272)